

ごみのポイ捨て対策に関する一般質問 ～質疑応答のポイント～

1 現状と課題

市内の畑・田んぼ・道路沿線などでごみのポイ捨てが多発し、農家や多くの市民が大変困っています。



2 議員の質問(要旨)



① 現在の取組について

市では、ごみのポイ捨てを防止するために、どのような取組を行っているのかお知らせください。



② 今後の対策案について

ポイ捨てする人は常習化しています。看板設置や監視カメラの増設、関係組織との連携強化に加え、ポイ捨て禁止条例を制定し、過料などの罰則規定を設けて厳しく対処すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

3 市の回答(要旨)



市長の回答 (現在の取組)

市では、次のような取組を行っています。



市民生活部長の回答 (今後の対策案)

- 県内でポイ捨てのみを規制する条例は1自治体のみ。当市は「平川市環境保全条例」でポイ捨てを禁止しており、新たな条例の制定や既存条例への罰則追加は考えていません。
- ポイ捨ては、廃棄物処理法、軽犯罪法、道路交通法などの既存の法律で罰則が設けられています。
- 今後は、監視カメラの増設や町会への貸出しなど、地域と連携した対策を強化します。
- 市民一人一人のモラル・マナーの向上や、清掃活動への参加を通じた意識づけの啓発に努めます。

市の現在の主な取組(詳しく)

看板の設置



不法投棄・ポイ捨ての多い場所に設置

監視カメラ設置



市民や町会の要望に応じ14台を設置

清掃活動



市民一斉大清掃等で重点的に清掃

巡回・パトロール



不法投棄監視員や市職員が定期的に巡回

広報・啓発



広報紙等でポイ捨て防止を呼びかけ

議員の提案(今後の対策)



監視カメラの増設

悪質なポイ捨て者の特定を徹底する。



町会や営農組合などとの連携強化

地域での管理を強化する。



ポイ捨て禁止条例の制定(罰則規定の導入)

過料などの罰則を設け、市の強い姿勢を示す。

市の考え方・今後の方針



監視カメラの増設

これまでの取組に加え、監視カメラの台数を増やし、町会への貸出しなど連携を強化します。



地域・市民との連携

市民一人一人がモラル・マナーを考え、清掃活動に参加することで、「ポイ捨てしない・させない」意識づけの啓発に努めます。



新たな罰則条例は慎重

既に法律で罰則があり、新たな条例の制定や既存条例への罰則の追加は考えていませんが、他自治体の事例は参考とします。

既にある主な法律の罰則(例)

廃棄物処理法



たばこ1本でも
1,000万円以下の罰金

軽犯罪法



側溝にたばこ1本
1万円未満の罰金

道路交通法



車からのポイ捨て
5万円以下の罰金

河川法施行令



川にたばこを捨てた場合
20万円以下の罰金

4 議員の再質問・意見



確かに既存の法律で罰則があることは理解しますが、それでも現場ではポイ捨てする人が常習化しており、一般の健全な市民ではない一部の人を規制するためにも、**平川市環境保全条例を改正し、1,000円～2万円の過料などの罰則規定を設けるべきです。**他自治体でも導入例がありますので、ぜひ参考にして対応していただきたい。